

第三十四回国会 衆議院 法務委員会 議 録 第十八号

(三五五)

昭和三十三年四月七日(木曜日)

午前十時五十七分開議

出席委員

委員長 瀬戸山三男君

理事 鎌治 良作君 理事 小島 徹三君

理事 小林 銆君 理事 田中伊三三君

理事 福井 盛太郎君 理事 大野 幸一君

理事 健太郎君 理事 薄田 美朝君

高橋 禎一君 中村 梅吉君

南條 徳男君 大原 亨君

田中幾三郎君 志賀 義雄君

出席政府委員

検 査 (大臣官房司法事 津田 實君)

法制調査部長) 事 竹内 壽平君

検 査 (刑事局長) 事 大蔵事務官 船後 正道君

主計局長手課 委員外の出席者

検 査 (刑事局参事官) 事 高橋 勝好君

最高裁判所事務 最高裁判所事務 内藤 頼博君

総局事務次長 判 事 (最高裁判所事務 長井 澄君)

総局総務局長 判 事 (最高裁判所事務 守田 直君)

務総局人事局長) 判 事 (最高裁判所事務 長)

専 門 員 小本 貞一君

四月六日

委員井伊誠一君辞任につき、その補

欠として淺沼稻次郎君が議長の名指

で委員に選任された。

同月七日

委員淺沼稻次郎君辞任につき、その

補欠として大原亨君が議長の名指で

委員に選任された。

四月六日

下級裁判所の設立及び管轄区域に関

する法律の一部を改正する法律案

(内閣提出第一二二号)(参議院送付)

は本委員会に付託された。

本日会議に付した案件

裁判所法の一部を改正する法律案

(内閣提出第一〇七号)

○瀬戸山委員長 これより会議を開き

ます。

裁判所法の一部を改正する法律案を

議題といたします。

質疑に入ります。質疑の通告があり

ますので、これを許します。大原亨

君。

○大原委員 裁判所法の第六十条の改

正につきましては御質問いたしたいと思

いますが、最初に、今度の改正により

まして、裁判所の書記官は判事の補助

機関、こういうことになるのですか、行

政上の職務といたしましての、つまり

補助機関というふうに規定するのか、

こういう点を伺いたい。

○津田政府委員 今回の、ただいま御

指摘の裁判所法第六十条第三項の改正案

につきましては、裁判所書記官をして

判事の行なう調査についての補助をす

るという権限を与えるわけでありまし

て、その部分に關しては補助機関と申

して差しつかえないと思います。

○大原委員 今までの裁判所の書記官

の職務と、今回改正になりました書記

官の職務の違ひ点を、念のために御説

明いただきたいと思います。

○津田政府委員 従来の書記官の職務

権限は、現行裁判所法第六十条第二項

でありまして、「裁判所書記官は、裁

判所の事件に關する記録その他の書類

の作成及び保管その他の法律におい

て定める事務」これが裁判所書記官の

事務の中心をなしておるのでありま

す。今回これに与へます事務は「前項

の事務を掌る外、裁判所の事件に関

し、裁判官の命を受けて、裁判官の行

なり法令及び判例の調査その他必要

事項の調査を補助する。」すなわち、裁

判官の行なう調査を部分的に補助をす

る、こういう職務権限を今回の改正案

で認めるといふことになる次第であり

ます。

○大原委員 今までの書記官というの

は、裁判官の補助をしていなかったの

ですか。先般もいつか問題になりました

で、裁判書の問題等が論議されました

けれども、そういう「裁判官の命を

受けて、裁判官の行なう法令及び判例

の調査その他必要事項の調査を補助

する。」こういうふうな新たに加えたの

ですが、今までは補助はしていなかった

のですか。

○津田政府委員 元來書記官の事務

は、もちろん現行法の裁判所法六十

条の二項によりまして、独立して事件に

關する記録その他書類の作成をする

というものでありまして、その意味にお

きましては裁判所書記官は獨立機関で

あります。しかしながら、裁判所書記

官につきましても、裁判官を補助する

と申しますか、要するに補助するとい

うような事務も全然なかったわけでは

ございません。しかしながら今度の事

務は、裁判官の行なう調査、裁判官の

行なう仕事の内容についての補助をす

るといふことは、今回の改正によつて

大体新たに認められた補助の方法であ

ると思ふのであります。従来におきま

しても、たとえば上司の命によりまし

て、裁判官を補助しているという職務

はあったわけではございません。

○大原委員 私が問題とするのは、こ

ういう点なんです。裁判所の書記官の

職務について必要な規制を加えるとい

うことは必要なんです、その仕事は

無制限に加わつていく、裁判官の権限

の事項まで、あるいは裁判官が命じた

ことであつたならば、何でもしなければ

ならぬ、こういうふうな非常に自主

性のない形で職務がずっと加わつてい

きますと、単に人權の尊重といふこと

でなしに、裁判所の秩序という面から

考へてみて大きな問題であると思ひ

ます。だから、職務の内容について

は、具体的に規制をするといふことに

ついてはいいと思ひます。それによつ

ては、主権性がない格好で裁判官の命に従

わなければならぬ、こういう格好でど

ん仕事は量かふえていったのでは困

りますが、その点については、自主性を

持った補助機関というふうに考へてよ

ろしいですか。

○津田政府委員 自主性を持ったとい

いますか、現行法六十条に規定してあ

る裁判所書記官の中心事務は、全く自

主性を持った事務でありまして、その

ことにつきましては、現行法の六十

条四項などにも、その趣旨が現れてお

るわけでありまして、ただ現行法の六十

条の三項におきまして、「裁判所書

記官は、その職務を行ふに關しては、

裁判官の命令に従ふ。」とありまして、

職務の権限の範圍内に入つておるもの

については、裁判官の命令に従ふとい

ふことは、書記官の本質的な職務と申

しますか、地位と申しますか、そうい

うものになつておるわけでありまし

て、しかしながら何が書記官の職務の範圍

に入るかといふことにつきましては、

これは裁判官が自由に定めるわけでは

なくて、法律の範圍内において、しか

も裁判官にそれを命ずる権限を認めら

れている範圍内において裁判官が命ず

るというものでありまして、裁判官の

命を受けてといふことのない書記官の

事務につきましては、書記官が自主性

にその事務をつかさどるといふこと

になるわけであると思ひます。

○大原委員 そういふ調査と深い關係

があると思ひますが、今まで資料室

といふのが各級裁判所にあつたそう

ですが、あれは最高裁から高裁、地裁、

簡裁まで、そういう資料室があるの

ですか。そしてそういうのは、大体ど

う仕事をしていますのですか。

○津田政府委員 資料室があるとい

うことは、私も聞いておりますが、

私の方は法務省でございまして、具

体的な仕事の運営につきましては、必ずしもつまびらかになつておりません。資料室というものは、法律制度上の問題ではないわけでございますので、法務省としては内容についてはわかりかねる次第であります。

○大原委員 裁判所の人はおられますか。

○瀬戸山委員長 大原委員に申し上げますが、間もなく裁判所側が見えます。

○大原委員 それでは裁判所の方が見えたときに尋ねるとしまして、私はこれから法務省の方に書記官の職務の内容、それから仕事をしたい上においての適正な待遇、こういう面について御質問したいと思つております。

大蔵省の方もよく聞いておいてもらいたいと思つて、裁判官の待遇については、法務省はどういう責任と権限を持っておるのですか。

○津田政府委員 裁判官の待遇を法律制度の面から申しますと、もちろんこれは政府内部におきまして、司法制度に関する法令案を作成する権限を持っておりますところの、つまり作成する事項をつかさどつております法務省の所管であります。しかしながら裁判官の待遇自体の中におきまして給与その他予算を要する面につきましては、むしろその予算内容については大蔵省の所管事項でもありますので、大蔵省と裁判所と折衝しまして、定められた予算の範囲内において大蔵省、裁判所から連絡を受けて法務省が裁判官の待遇に関する制度、すなわち現在におきましては裁判官の報酬等に関する法律の改正等をつかさどるわけでありまして、

○大原委員 そうしますと、実質上予

算折衝をしましたり、あるいは個別の定員をきめたりするのは、裁判所が大蔵省と折衝してやつて、あなたの方はその連絡を受けて必要な手続をとる、かように考えてよろしいわけですね。

○津田政府委員 大体その通りでございますが、もちろん全体の法制上の面から申しまして、法務省として考える、つまり待遇に対する法律上の意見というものはもちろんあるわけでございますが、予算の面に関する意見は、もっぱら大蔵省と裁判所とが折衝してきめるということになるわけでありまして、

○大原委員 裁判所の書記官というのは、他の官庁で言いましたら、大蔵省が予算の査定をいたしたり、いろいろのなことをする際にランクするのだと思つて、大蔵省の新しい六十条の改正によりましてどういう位置づけになるのですか。そういう総合調整を法務省がやるのでしょ。

○津田政府委員 書記官の俸給に関する事項は、裁判所職員臨時措置法によりまして一般職の給与に関する法律が準用されることとなるわけでありまして、従いまして、その内容につきましては、もっぱら裁判所と大蔵省との関係において定められるわけでありまして、その書記官の待遇の運用面につきましては、もっぱら裁判所にまかせるということでありまして、

○大原委員 法務省にちよつとお尋ねします。他の省庁との均衡や総合調整をするのが法務省の方の仕事でしよ。直接そういう予算折衝については裁判所がやるけれども、やはり法律は公平に行なうものですか、そういうことについてはあなたの方で考えるのだ、私はこういう趣旨の方がいいと思

うのです。そういうところから考えてみて、書記官というのは、他の省、他の機構においてはどのような位置づけをされておるのですか。これは管理職としての書記官じゃありませんか。だから課長とか課長補佐というものに職務的にはつながつておるわけではないんです。

○津田政府委員 御承知の通り、裁判所職員臨時措置法という法律がございます。裁判所及び裁判所書記官以外、裁判所書記官の任命、給与等につきましては、原則としていろいろの一般国家公務員に関する法律が準用されるわけでありまして、その準用される法律の中に一般職の職員の給与に関する法律というのがあります。従いまして、ただいま仰せの裁判所書記官につきましては、一般職の職員の給与に関する法律が準用されるわけでありまして、その場合に、その一般職の職員の給与に関する法律上、人事院あるいは人事院規則というふうなものによつて定められる事項は、最高裁判所あるいは最高裁判所規則によつて定められる。従いまして、これらの一般職の職員の給与に関する法律によりまして、裁判所書記官のいろいろな内容事項をきめることは、もっぱら最高裁判所の職権に属する。しかしながら、給与に関しては、予算を要する場合におきましては、もちろん大蔵省と話し合いをした上で、その予算の裏づけをもつてこの法律を最高裁判所が施行していくわけでありまして、従いまして、この法律を最高裁判所が施行する上におきましては、最高裁判所が司法行政の責任上独自の立場で行なうわけでございますので、法務省におきまして、その運用の

内容につきましては、意見を言うことは現在としてはないわけでありまして、

○大原委員 最高裁判所にお尋ねいたしますが、裁判所の書記官というのは、新しく改正になりましたけれども、そのことを加えて考えてみましたが、これはいわゆる管理職じゃありませんか、これ

○守田最高裁判所長代理者 裁判所書記官といたしまして、その内部に管理職はありますけれども、全般的に書記官としては管理職じゃありません。

○大原委員 私は関係者全部に集まつてもらつてこれからずつと質問を進めていきたい真意は、あげ足をとるといふのはなしに、書記官についての法改正がなされておるわけですが、全体の裁判所職員の人々の待遇の適正を期するということ、裁判官がやはり任務を公平にやるには法の趣旨に従つてやることと深い関係があると思うから、私が逐次質問をしていくわけ

です。大蔵省にお聞きしたいのですが、裁判所の職員の平均給与は他の官庁に比較いたしまして低いというふうに私も聞いたのです。これは今までの答弁資料その他によつて低いというところを聞くのですが、そういう実態はどうなんでしょうか。平均給与について一般職員は幾ら、裁判所の職員は幾ら、こういう数字が出ればその数字をもつてお答えいただけます。

○船後政府委員 裁判所の裁判官及び裁判官の秘書官以外の職員につきましては、裁判所職員臨時措置法で、給与上、一般職の職員の給与法を準用いたしております。従いまして、これらの職員の給与の体系またその運用一切が

一般職に準じておりますので、給与のそういう制度面から出る格差とかいふものは生じない、かように考えております。

なお、平均給与額の問題でございますが、ただいま手元に資料がございませぬ。各省庁ごとに平均給与額がどう違ふか、やはりその省庁の人員構成によつて若干の差が出てくる問題でございます。御要求がございまして、そういう一人当たりの平均給与額というものは差し上げたいと思つて

○大原委員 私は、全体といたしまして、こういう不満とか実態はわかるのですが、法務省にいたしまして、今のお話の通り、裁判所の職員については、やはり閣議やその他あらゆる面において十分待遇については責任を持つていないと思つて、法務省において十分責任を持つていない。いわば盲点で、それから裁判所の方も、大蔵省との予算折衝なんかは非常に不得手ではないかと思つて、そういうことで法律をいろいろ解釈いたしまして、給与を個人個人に給付いたしまして、給与を個人個人に給付した際に、私はやはり裁判所の職員の待遇というものが劣つておるのではないかと思つて、そういう一つの問題を私は想像するわけなんです。その点で私は今大蔵省にお尋ねしたのです。こういう面を全部を律することはできないけれども、平均給与はやはり一つの考え方の基礎になるのです。たとえば学歴とか勤続年数によつてそれぞれ違ふという場合もある。あ

るのですけれども、国家公務員法に準じてやる場合に、公共企業体その他におきまして、学歴その他についても、ちゃんと違ふ官庁があるわけなんです。しか

し平均給与ということになると、大体仕事と賃に質によっていろいろかみ合せて決定するようになっておるけれども、必ずしもそう開きはないのです。私は、大体一割から二割の間ぐらいい裁判所の職員が平均給与が低いというように聞きますが、裁判所の事務局の方ではどういうふうに把握しておられますか。

○守田最高裁判所長官代理者 各省の職員の基本給の平均単価というものは、裁判所にございせん。ただ昭和三十四年一月一日現在の各省の俸給単価というものがございせん。これによつて当時の裁判所職員との関係を考えてみると、裁判所の職員として掲げられておる基本給は一万七千七百七十円で、各省の中では一番低い。しかし各省におきましては、次官から局長、課長いわけの行政官試験を通過しました人たちは全部含んだのであります。裁判所にございましては、裁判官の給与をこの中に含んでおりません。裁判官の給与報酬を入れて全部込みにしてやりますと、平均単価は二万一千六百八十四円ということになります。これは各省に比較すれば第五番目くらいの高さにあります。

一般の職員の俸給単価がなぜ低いかと申しますと、御承知のように、裁判所は、いわゆる大東亜戦争当時、職員が各軍需会社その他に出ていきました関係上、新憲法施行によつて裁判所が発足しました際におきましては、非常に古参の人と非常に若い人とあつて、中堅層が非常に少ない。その関係で若い人が非常に多いということが裁判所の職員構成の中で特殊の現象として現われておるわけにございせん。それを多

少資料に基づいて御説明いたしますと、たとえば年令で申し上げますと、年令は、八等級におきましては、裁判所の一般の職員は二十三・五才であります。しかし、一般の行政官庁の職員全部を比較しますと、それは二十三・九才でありまして、約〇・四才若い、それから七等級におきましては、裁判所職員は三十・八才で、一般の行政官庁の職員は三十一・二才で、これも〇・四才ほど若い。六等級におきまして、裁判所職員は三十一・七才でありまして、一般行政職員は三十八・九才となりまして、裁判所職員が七・二才ほど若い。それから五等級になりますと、これは課長クラスになります。裁判所職員は三十六・一才でありまして、一般の行政官庁職員の平均の年令は四十二・九才で、六・八才ほど若い。四等級になりますと、裁判所職員は四十五・二才であります。ところが一般の行政官庁職員は四十六・七才で、一・五才若い。三等級になりますと、裁判所職員は五十一・二才でありまして、一般職の職員は四十七・八才、すなわち三・四才だけ裁判所の職員の方が年令が上ということになっております。こういうふうな状況でございせん。すなわち、古参の者も相当ありますが、中間がなく若い人が多いというのが大体職員構成で現われておるわけにございせん。その結果、これは俸給単価が、やはり若い層に職員が構成の大部分がおりますために、単価が低くなつておるということになるわけにございせん。全般といたしましては決して低くなつておるというふうにはわれわれは考えておりません。

○大原委員 これも、きょうは大蔵省は主計局長がいないので、給与について大蔵省に質問いたします。超過勤務の予算、それは裁判所関係は書記官その他全部の職員を含んで、他の官庁に比較いたしましてどうなつていますか。

○船後政府委員 超過勤務は、各省庁ごとにそれぞれ職務の実情によりまして計上いたしておるわけにございせん。私、今手元に資料がございせんが、記憶では、大体裁判所関係、地方裁判所あたりではたしか月十一、二時間程度であつたと記憶しております。これに對しまして、大体一般の地方官庁も八時間前後でございまして、裁判所の方はどちらかと申しますれば、超過勤務予算は一般官庁よりも平均どころでは多いのじゃないか、かように考えます。ただし一般官庁の場合でも、たとえば税務署でありますとか職安でありますとかいう特殊な官庁もございせん。

○大原委員 今あなたが言われた地方官庁というのは、たとえば通産省だつたら通産局、こういう意味ですか。あなたは地方裁判所の例を引かれたが、地方裁判所だつたら対比する地方官庁はどういうところですか。

○船後政府委員 大体地方裁判所では、その府県単位の機関あるいはブロック官庁あたりと考えております。

○大原委員 あなたが一月のうちに八時間と言われたのは、通産局とかあるいは基準局とか、そういう官庁が大体そのくらいで、地方裁判所が十一時間くらいに上つておる、こういうことなんでしょうか。

○船後政府委員 ブロック官庁におきましては、少し平均の超過勤務時間は多いと思ひます。しかし府県単位機関から、さらに末端の方になりますと、大体都単位くらいになります。その辺まで入れますと、私資料がございせんので、感じとして大体八時間見当じやなかつたか、かように考えております。もちろんものによりましては十時間をこえる超過勤務予算がブロック官庁で入つておるところがあると思ひます。

○大原委員 あなたの方は、私今聞いていて大体考え方がわかつてくるのだ。たとえば最高裁とか高裁とか地裁とかあるいはその下は簡易裁判所ですか、そういういろいろな段階によつて差をつけておるのですか。

○船後政府委員 段階によつて差をつけると申しますよりは、超過勤務の予算は、それぞれ職務の実情によりまして、通常の勤務時間内に処理し得ないような仕事が季節的に発生するといふような場合に、その必要に応じてつけておられますので、必ずしも中央官庁ならば幾ら、地方ならば幾らということを頭からきめてかかつておるわけではございせん。

○大原委員 それでは事務局にお尋ねいたしますが、大体超過勤務の時間数はどういふふうになっておるのですか、各それだけの段階に従つて。

○守田最高裁判所長官代理者 最高裁判所は一月十六・八時間でありまして、高等裁判所は十二・一時間でありまして、簡易裁判所は地方裁判所に含まれておるもので、地方裁判所と合せて計算いたしますと九・五時間、家庭裁判所が十・五時間というふうになつております。

○大原委員 実際に仕事の量というのは、犯罪も多いし、最近ふえておると思うのですが、これで足りておるのですか。

○守田最高裁判所長官代理者 地方によつて多少アンバランスはあるかもわかりませんが、全体としては今のところこれでどうにかまかなつておるという状況でございせん。たとえば、大事件なんかがたくさん出たような場合には、これは非常に困る場合がありますけれども、普通の状況におきましては、これで大体まかなえるという考え方でございます。

○大原委員 最高裁と高裁と地裁、簡裁、こういうふうな三つの段階で言われたが、家庭裁判所もあるが、そういうふうな差をつけるという事はどういふことなんですか。これは逆じゃないのですか。第一線の方が忙しいのじゃないですか。地方裁判所なんかは忙しそうですか、われわれいろいろ見ていると。裁判所の性質から言へばそういうものではないのですか。

○守田最高裁判所長官代理者 ただいまの御指摘の通りでございまして、私もさういふことは、一審強化の関係から、地方裁判所の超過勤務手当予算というものを非常に増額したいわけにございせん。しかし現実面におきましては、地方裁判所、簡易裁判所の職員は非常に膨大な数に上ります。それから各地方行政官庁、各府県単位出先機関の職員とのバランスなどもとられておると思ひわけでありまして、その増額をいまだに実現し得ない状況にございせん。

○大原委員 今私は十分研究していませんけれども、常識から考えたって、

裁判所の職員の待遇が合理的で均衡がとれておつて、そうしてよくなければ、全体としての職務の能率が上がらな

い、こういう考え方が第一はお尋ねしておるわけですよ。今回の裁判所法の六十条の改正に伴って、その点が一つ問題だと思ってお尋ねしておるのですが、地方官庁あるいは中央官庁、各省について、常識だけで大蔵省が機械的に給与の、超過勤務なんかの査定をするのはけしからぬと思うのです。私どもが簡単な常識から考えてみたって、地方裁判所なんかの第一線官庁といふものはすいぶん無理な仕事をして

いるように、私どもは実際に見ているし、聞いている。だから、そういう不合理なことを残しておく、また不合理の方へ不合理が重なっていくことになる。それだったら職務能率は上がりませんよ。第一線が大切だということは、これは常識になっておる。だったら、必要な仕事の量だけ超過勤務を出すということになれば、これはまた別だけれども、法律上は義務的な支出じゃないと思うのです。予算の枠内で操作しなければならぬ、こう思うのです。そういう点は大蔵省はどういう見解なんですか。

○船後政府委員 超過勤務予算につきましては、これはやはり各省庁ごとにそれぞれ職務の特殊性がございしますので、従いまして、各省庁の事業計画その他の一般との関連におきまして、各予算係で計上いたしておる次第でございまして、これにつきまして、たとえば私給与課長でございますが、給与課といたしまして、これでなければならぬ、この額で押えるというよりなことはございせん。従いまして、あくま

でもその省庁の事情に即しまして、超過勤務が通常の勤務時間をこえて必要ならば、予算額は計上されておると考

○大原委員　それだったら、實際上仕事が多くて足りなければ、予算はちゃんと、追加予算かその他でその義務的の支出として追加する、国の仕事をやつていて、そうしてしかも法規に従つて超過勤務手当を要求してもらふ、そういうことについては保証されているのだから、それについては出していく。そういうふうに考えてよろしいですね。あなたの答弁は。

○船後政府委員 超過勤務はどこまでも、その省庁の管理者が超過勤務を命ずるという場合に支出されるものでございします。もちろん官庁の事務につきましては、これは最も能率的に遂行するのがきわめて望ましいのは申すまでもないことでございまして、かつまたた職員の間からいたしたとしても、ただ単に勤務時間が長いということは、これまたどうかと思われますので、やはり合理的なところでその超過勤務を命ずる時間はきめらるべきであって、ただ何とはなしに超過勤務を多くして、またその予算を計上しなければならぬ

という性質のものではないと思うのでございます。

○大原委員　今の予算査定を見てみるのと、十六・八時間が最高裁で、高裁が九・五十二・一時間で、地裁、簡裁が九・五十二時間と、こういうふうになっておる。事件がどんどん出てきて、それを引き受ける数も多くなるわけですから、そういう仕事を、管理者であるからと云つて、逆に――逆にと言つて、あなたの方から予算を査定したその金額に座

じて超過勤務を命ずる、こういうふうなことになる、結局はそういうことが仕事をやっている職員にしわ寄せに

なつてくる。そういう考え方というもの
のが末端まで支配してしまふ。あなた
の答弁は、それは一応は言い抜けには
なる。ちゃんとそれぞれの管理者が超
過勤務を命ずるので、超過勤務をやる
方がいいんじゃないのだ、こういうこ
とを言っているわけだけれども、それ
は一応言えるけれども、そういうこと
でなしに、こんなランクをつけること
は不合理じゃないですか。地方裁判所
は忙しいですよ。最高裁にいたしまし

でも、高裁にいたしましたとしても忙しいです。これはもう事件を引き受ける、そういうことについては、のつびきならぬ問題がたくさんある。そういう処理しなければならぬ問題がたくさんある。そういうことについて、機械的に他の地方官庁のことを頭に置いて査定をするというふうな考え方は、おかしいじゃないですか。そういうことは不合理を押しつけることになるのじゃないですか。あなたは課長だけれども、私は局長や大臣にもこの点については、機会があつたらぜひ追及したいとは思いますが、おかしいじゃないですか。

か。

○船後政府委員 先ほどから繰り返して申しておりますが、超過勤務予算は、その省庁の職務の実情に即して計上いたしておりますて、私給与課長の所掌といたしましては、これはそういう性質のものであると考えております。ここに具体的に裁判所のこととやらえまして、その最高裁から家庭裁判所に至る各ランクにつきまして、どのように超過勤務を計上するか。これ

はやはり裁判所の方の職務の実情というものを勘案して、具体的に決定されたものであると考えております。

○大原委員 人事局長のお話を聞きましても、地蔵については最近忙しい、こういふふうに言っている。しかし他の官庁の予算査定、例もある。十分その実情に即さない、こういふふうに婉曲に言っているわけです。つまり、あなたの方が機械的に査定をするから、こういう矛盾が出てきておるのですよ。それは人事局長の方はきわめて婉曲に言っているけれども、しかし大臣省省は、びしゃつとそういふふうに口

クをはめて予算査定をしているのが事情でしやうが。あなたは、それだつたら、そういう必要を認められておるのなら、当然情勢もだんだん変わつてくるのだから、これは必要な経費、超過勤務手当は出すのだ、こういう建前で査定をしたらいいですよ。そうじゃないでしやう。その数字を動かすのですか。

○船後政府委員　超過勤務の必要性につきましては、これはまあ議論の分かれるところでごさいますて……。

○大原委員　實際超過勤務を認めていゝるじゃないか。

○船務政府委員 仕事をどのようにに取
取りいたしまして、これをできる限り
正常の勤務時間内にさばく。それ
で、なお、季節的その他の状況により
まして繁忙がくるという場合に、超過
勤務するという建前になっておるわけ
でございます。従いましてこの問題
は、私給与課長の立場といたしまして
は、法の制度の建前によつて統一する
というだけで、具体的な予算の計上の
仕方は、それぞれその省庁の業務とい

うものをにらみ合わせて、各主計官のところで査定いたしました、計上いたしておるといふことでございます。

○大原委員　だから、そういう実情に即さぬ機械的な査定をするから問題を出てくるということを言っている。その点について、そういう実情がわかつたら是正しますかと、そういう質問をされているのですよ。

○船後政府委員　超過勤務予算の計上が実情に沿わないというよりな点につきましては、その実情という点につきましては、の十分な検討もまた要するでせうかと思うのでございます。やはり

正常の勤務時間内に幾ら仕事を詰め込んでも、これはオーバーするということより、場合もございまいし、仕事の一段取りその他を考えますれば、正常な勤務時間内に処理できるのではないかと、いうようなことも他方考えられるわけでございます。それらの点をももたせまして、超過勤務予算の計上につきますしては、毎年予算査定の際に検討いたしまして、計上いたしておる次第でございます。

○大原委員　それでは、この問題についてあとで私は別の機会に申し上げるとしまして、質問を進めますが、今

回、書記官の職務の内容を列挙しまし
て、具体的に明らかにしたのだ、そ
していわば裁判官の補助機関としての
地位を与えたのだというような法律案
の御説明が最初にありました。この問
題と関連をして、書記官、調査官に対
する調整号俸の問題が起きているの
ですが、八割の調整をされました根拠、
これはこの法改正とどういう関連を
持っているのですか、これは事務局の
方から……。

○守田最高裁判所長官代理者 御承知のように、裁判所の一般の職員につきましては、裁判所職員臨時措置法というのがあります。その臨時措置法に基づきまして、一般職の職員の給与に

関する法律が適用されております。その一般職の職員の給与に關する法律の十四条の三項に基づきまして、延長するということになるわけでありま

す。○大原委員 今延長と言いましたね。○守田最高裁判所長官代理者 ええ、時間を。

○大原委員 ああ時間を延長することですか。時間は、従来は四十四時間、一般公務員並みですね。この四十四時間だったのが、参議院でもいろいろ議論になったおるわけだけれども、五十二時間になるわけですね。五十二時間になりました、調整号俸が幾らになるのですか。八%でありま

す。○守田最高裁判所長官代理者 等級によりまして、職員に支給される増加額といふか、その調整額といふものは違つて参ります。まあ大ざつぱに計算いたしますれば、月額として、下の方は千五百円ぐらい、上で四千円ぐらいは毎月増加されるということになると思ひます。なお、裁判所書記官には従前から八%の調整が行なわれておりましたので、この八%を新たに追加いたしますと一六%になる。予算の方は、また必要があれば御説明をします。

○大原委員 この調整号俸といふのは、勤務時間延長に伴う調整号俸なんですか、それともこの法律改正によりまして補助機関としてのそういう立場が明確になったので、その労働の質に

対する調整号俸なんですか、どっちなんでしょうか。

○守田最高裁判所長官代理者 御承知のように、調整号俸は、一般職の職員の給与に關する法律第十条に基づく勤務条件によつて行なうものでありまして、今回の八%の調整は、裁判所書記官に對しまして権限が一部ふえるということと、勤務時間が延長するといふ、この二つのことで調整される、そういう勤務条件のもとで八%の調整が行なわれるということでございます。

○大原委員 一週四十四時間の勤務を五十二時間にいたしますと、月に計算いたしまして超過勤務手当は幾らになりますか。これは平均給与を基礎にしていると思うのですが、それだけ勤務を延長したとしてみて、超過勤務手当を平均給与に従つて払ひますと、全額にいたしまして大体幾らになりますか。

○守田最高裁判所長官代理者 超過勤務手当に計算いたしますと大体十一時間ぐらいに相当するものと思ひます。

○大原委員 いや、一週五十二時間から四十四時間を引いたら八時間でしょう。それを一月四週間としまして三十二時間じゃないですか。そんな算数を裁判所はやってゐるのですか。

○守田最高裁判所長官代理者 八%増しの金額は超過勤務手当に引き直しますと十一時間分に相当する、だから、三十二時間増加いたしますが、それに見合うような超過勤務手当でそれを計算しますと、それに見合うほどにはなつていないといふことは明らかでございます。

○大原委員 しかし、そんなことはけしからぬじゃないですか。労働基準法というのにはちゃんと超過勤務手当についてはきめてあつて、そのことについては個人々々に保障してゐるのです。これは労働関係とか労働運動とかいうことでなしに、国が当然個人々々に最低の基準を保障してゐるのです。い

わばそこなんです。だから、公務員についても、その趣旨に従つて、そういう制度がなされておることは確実なんです。これは憲法の趣旨からそうで

す。公務員もそういう点については労働基本権を生存権として認めてゐるのですから、それに従つて基準法ができてゐるのですから、そういう基準法の超過勤務手当の基準を割るような調整号俸の算出の仕方というものがあつたのですか。法律を守る裁判所がそういうことを無視してよろしいのですか。

○守田最高裁判所長官代理者 勤務時間がかんたん短くはなつていくというよりなことは、あるいは短くすべしという要請、こういつたようなことは一般の労働運動の趨勢でありまして、これ自体についてわれわれは賛意を表するものでございまして、決してこれに異議を申し立てるわけではございません。

しかしながら、裁判所の現実の問題をいたしまして、山積した事件を遅滞なく解決して国民の負託に應ずるといふような要請ののちとつて、しかも、基本的人権の一翼になつております書記官という特殊の職員につきまして、例外的にそういう若干の勤務時間の延長といふこともまた許されるじゃないかといふふうにわれわれは考へております。

○大原委員 あなたは今おかしなことを言つておられる。書記官の人権を無視しておいて、そうして裁判所の行なう国民の人権を守るといふふうなことはおかしいのです。そういうことは憲法の趣旨でも何でもありません。全く昔の無定量の忠誠の義務を公務員に對して命じたと同じです。近代法はそういう労働関係ではないわけですか。基本人権、生存権に對する考え方が逆です。今言われたように、書記官の基本人権を守らないで、そうして国民の基本人権を守られる、こういう考え方があなた

は御答弁になつたんですか。

もう一つの点は、これに関連して大蔵省の方に質問申し上げたいけれども、實際にはこんなに仕事があるのだ、あるのだけれども、しんぼうしてやらうんだ、今の御答弁の中にはこういう一面もあるわけですか。つまり、勤務の実態に即して大蔵省は予算を査定したと言ふのだけれども、勤務の実態はこんなにはさばききれぬくらいあるといふことを人事局長は言つておられる。それを機械的に、他の官庁との均衡じゃ、やれないんじやないかといふことで、予算でワケをきめるというところは、今私が前段で指摘をいたしました点から考へていけな

いと思ひます。その点から考へて、大蔵省はどういう見解でこの書記官の調整号俸の算出と金額の決定をしたのか。これは一々答弁して下さい。

○守田最高裁判所長官代理者 裁判所書記官の現在の職務を遂行する上におきましては、これは時間を延長するといふようなことは考へる必要はないと私は思つております。しかし、現在裁判所には事件が多くありますし、しかも、その質も非常に困難になつてお

まして、裁判官がこれを処理するため日夜やつておりますけれども、遅延するのを免れない状況にある。そういう関係にありま

すので、しかも、裁判官を増員するといふことは、俸給の額、あるいは弁護士事務所の現在のあり方などからの制約でどうしてもここ当分可能ではありま

せんので、そこで、一方におきましては書記官の質が非常に向上して参りましたので、書記官の権限を一部拡充をして、裁判官の行なうべき事務の一部を補助し得るといふような裁判所法の一部改正法律案を御審議願つておる次第でございます。が、そうなつて参りまして、しかも、刻下の急務である裁判所の滞滞する事件を片づけるというよう

な状況のもとにおきましては、やはり裁判官の執務の態勢と即応いたしまして、書記官のある程度の勤務時間の延長といふこともこの当分の間はして

もらうかはけなさい。もちろん労働基準法といふものはござい

ます。その精神というものは、われわれ十分わか

つております。裁判官は週にほとんど六十時間といふふう

にやつておるわけござ

います。やはり一般の労働運動の傾向の

ある反面に、特殊の職務といふものはあつて差しか

えないのじやないか、やむを得ないのじやないかといふ

ふうに考へますので、こ

ういふ一週五十二時間

に延長といふようなこ

とを考へてゐるわけ

は、先ほど来最高裁御当局から御説明がありましたが、現在の訴訟事件のすみやかな解消その他の目的のために、裁判所書記官につきまして、その職務の拡充と超過勤務時間の延長といふことの必要性がある、かように判断されまして、それに基づきまして給与の方におきましては一六%の調整額の支給という御要求があったわけでございます。大蔵省といたしましては、現在裁判所の書記官等につきましては、一般職の職員の給与法が準用されておりました、その第十条に、「勤務の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件」が異なる場合には、調整額を支給するという規定がございますので、この条文の運用といたしまして、その御要求通り一六%の調整額支給に予算を計上いたしたわけでございます。

○大原委員 その調整率の考えといふのは、船乗りとかあるいは看護婦さんとか、勤務時間についてやむを得ない不規則勤務がある場合、あるいは長時間勤務がある場合には、勤務時間に従って調整率を出すのです。こういう毎日々々勤務をしておつて、仕事があふれば超過勤務手当を出すとか、そういうことで処理できる問題について、こういうような解釈はないのです。裁判所自体がたぐさんの職員について一つの給与待遇の基準をきめるときに、最低三十二時間ほど超過勤務しておいて、十一時間分しか調整率を出さない、そういうようなことではほんとして予算査定をしておるといふようなことは、私はおかしいと思つてます。この本質的な問題についてまだ問題はあられるけれども、筋を通したら、私はやはり書記官についてはそう

いう問題については一般的に低いんだから、一般を引き上げるという意味において、書記官についても待遇改善をされるということはいふと思うのです。賛成なんです。しかし筋の通らぬことで、むちゃくちゃに予算の範囲とかで勤務の実態を無視しておいて、あるいは他の法律との関係を無視しておいて、そういう調整率だけにきびしい条件をつけてやるということだけはしからぬと言つてゐる。あなたが言つてゐるのは、調整率に対する考えをあなたは誤つてゐます。私が最初に言つてゐるやうに、船員とか看護婦さんとか、そういういろいろな職務があるでしよう。そういう職務の特殊性から勤務時間が長くなつたり、不定期になつたり、そういう人に対して調整率、勤務時間、そういうことを勘案しながら出すのです。これはそういう書記官に対して、勤務時間を延長することを条件としてこれを出すというところは逆だし、一般の原則に反してゐます。あなたの答弁はなつておらぬです。筋が通つてゐないのです。いかがですか。

○船後政府委員 一般職の給与法の第十条の規定につきましては、もちろんこの「勤務の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件」の解決につきましては、人事院の主管でございます。人事院がそれぞれ人事院規則で定めておられる次第でございます。大蔵省といたしましては、今般、先ほど申しましたやうな最高裁側の御要求がございまして、裁判所の職務遂行上、書記官等につきましては五十二時間に勤務時間を延長する。つきましてはこの第十条による俸給の調整額を

一六%にいたしたい、かような御要求があつた次第でございます。一般職の場合には、そのやうな勤務時間の延長問題と調整額の支給割合は人事院が判定されるわけでありまして、裁判所の場合は最高裁の規則におきかへております。私どもとしましては、一般職の方の先例という点も一つの考慮の基礎判断資料になるわけでございまして、たとえば検察事務官等でございますが、これは昭和二十九年の問題でございますけれども、やはり同様の場合に、人事院におかれましては俸給の調整額を支給された例もございまして、また看護婦さんにつきましても、これは勤務時間と申しますよりは、これは結核とか、いろいろ療養所その他の特殊な勤務内容でございまして、そういったものもございまして、種々勘案いたしまして、裁判所側の御要求をそのまゝ予算に計上いたしたいという次第でございます。

○大原委員 今までの経過や慣例から言いますと、検察庁関係と裁判所の均衡を考へてこれをやつたのだ、こういうことは、私は説明としては一つあると思ふのです。あるけれども、検察事務官といふものは制度も違ひ、職務も違ひます。実際にそれは夜だつて出ていかなければならないのです。ね。しかし書記官といふのはちゃんと仕事をしますのです。検察事務官の問題についてはここでは触れないが、書記官の問題については、一カ月三十二時間ほど超過勤務をするといふことを条件にしながら、十一時間相当しか調整率を出さない、こういうやうなことは、三十二時間一カ月の仕事の量がふえておることを認めながら十一時間しか超過勤務

を出さぬ、こういうことになつておるのです。人事院その他がちゃんとその点について客観的に人権を守る立場から基準を守つてやつておるのはよいが、裁判所自体が法定の第三者機関の機能を持つという矛盾の中から予算査定だけぎつと締めておくといいことになる、矛盾が全部職員に押し寄せられてくるではありませんか。それはおかしいじゃないですか。

○船後政府委員 勤務時間の延長と調整額の問題、これは大蔵省といたしまして特に締めたといふふうなお話でございますけれども、裁判所の方が自主的に勤務時間の延長を判断されまして、それに伴う給与上の措置をいたしまして一六%の増額を御要求になつた次第であります。大蔵省といたしましては、それを妥当と考へまして予算に計上いたした次第でございます。なお実質的な比較の問題でございますが、これは確かに週に入時間勤務時間が延長されますと、月に三十二時間ということになります。これに對しまして、八%の本俸の増額は超過勤務時間に直しましては十一、二時間程度でありまして、しかしこの場合には、本俸になりますとの超過勤務のままでございまして、その給与上の取り扱いが異なつておりました、本俸でございまして、それがまた超過勤務、期末勤勉手当、このやうな他の付加給にはね返りません。そういうやうなことを考慮する必要があると考へます。さらに退職手当の支給の際、退職年金の支給の際、いずれも本俸になりますと、その支給額の基準として計算されますので、三十二時間対十一時間という点ではお話のほ

どには待遇の面で開くということにはならぬと思ひます。

○大原委員 しかし常識的に考へてみまして、十一時間しか給与を出さないのに三十二時間の責任を負わせるといふのはおかしいでしよう、本俸でやるべきでしよう、本俸を繰り上げるべきじゃないか。そうすればあなたの言つたやうに、退職金やあるいは年金に影響があるのです。それでなしに勤務時間をこゝろいふに五十二時間にすると、このことを条件に調整率をするといふことは許せません。大蔵省がそういうやうな一方的な、独断的な予算査定をしておる立場はね。あなたは自主的にこゝろが言うてきたと言われるけれども、言うていく方も言うていく方だけれども、そういうことはおかしいではありませんか。そういうこと自体が一般のやうな労働基準法なり、それから憲法の趣旨なり、そういうものを侵害することになる。そういう事実がずっと重なるていくのは、裁判所の職員はどこから解釈しても憲法二十七条の勤労者の中に入つておる。それをちゃんと保障することになつておる、労働基本権を保障することになつておる、そういう趣旨からいつてもおかしいのだけれども、その問題はまたあらためて論議することとして、こゝろ筋が通らぬことで法秩序を乱すやうなことをやつて、調整率をつけるということはおかしいと思ふ。この点についてはあとでもう少し追及いたします。

大蔵省に聞きたいのだが、五十二時間ということが調整率の条件ですか。書記官の権限を増大することがいい悪いという問題については、時間の

関係で途中だったけれども、これはまたあとで論議するとして、その労働の量と質に従って給与をきめるということは、原則としていいのです。それは認めるのだが、あなたの方は自主的に言うてこようがこまかいが、五十二時間ということが八%プラスした調整号俸の条件になっているのですか、前提になっているのですか。その点を一つ伺いたい。

○船後政府委員 先ほど来申し上げておりますように、裁判所の方で予算要求の際に、五十二時間に勤務時間を延長する必要がある、かように判断されて、それに伴う給与上の調整措置といたしまして従来の八%の調整額を一六%に引き上げる旨の要求があった次第でございます。これにつきましては、やはり現在人事院の主管に属してあります一般職の中で、公安職俸給表の適用を受けております検察官、公安調査官、検察事務官、これらはいずれも現在特別の俸給表を受けておまして、これは普通の行政職一の俸給表に対して一六%の水増しがある俸給表でございますが、これらのものの勤務時間とのバランスその他を考慮いたしまして、場合によっては、裁判所の方の御要求は妥当である、かように考えた次第でございます。先ほど申し上げておりますように、勤務時間の延長が条件かということにつきましては、もちろん裁判所の方ではこれと大いに関連した問題として提起された次第であります。

○大原委員 それでは質問をこつちから進めて、あとでも一回大蔵省の方に返りますが、勤務時間をそういふふうに延長することについて、同意書を書記官から取っておられるというので、これは事実ですか。

○守田最高裁判所長官代理者 書記官から同意書を取るといふ指示をしたことはございません。その経過に何か誤解があるようでございますので、御説明申し上げます。

一方におきまして、書記官の権限を一部拡充していくということ、それから刻下の裁判所の状況からすれば、それによって事件の滞滞を解決するように進めていく、しかし、その関係で五十二時間ぐらいの延長は考えざるを得なくなるが、それに対しては新たに八%の調整しかできないといったような事情があるわけでございます。そこでそういった事情を、予算の一応内示を受けましたので、そういった一連のことを書記官自身がはたして好むかどうか、それに満足してやってくれるかどうかといったような意向は、当然これは問うべき性質のものだと私も判断したわけであります。それゆえに、高等裁判所の一番上に当たります次席書記官に集まっていたいただきまして、その内容をつぶさに説明した上で書記官の意見を聞いてもらうように話したという実情でございます。

○大原委員 同意書を取るといふのは、これは非常に問題だと思ふのです。というのは、労働基準法や国の法秩序の体系の中にかいて、ここに働いている人々について最低の基準を国が保障しているのです。国家の機関が個人々々に対してそういう同意書を取るといふようなことは、これは憲法や憲法二十五条の基本権にも抵触することになるわけですから、しかもそういうことについて、組合との間において、いろいろと条件について、たといやった場合においても、個人々々がその違法性を追及していったら、基準法の権限は保障されるのです。裁判をやつたら裁判所はこれを保障しなければいけないわけですから、そういう二重、三重のあやまちを犯していることになり、それではいけないと思いません。

て、いろいろと条件について、たといやった場合においても、個人々々がその違法性を追及していったら、基準法の権限は保障されるのです。裁判をやつたら裁判所はこれを保障しなければいけないわけですから、そういう二重、三重のあやまちを犯していることになり、それではいけないと思いません。

○守田最高裁判所長官代理者 私どもは、一般の職員につきまして、すなわち現公務員の中で特別の官職にある者につきましては、これは例外的な措置も許されるのだというふうに考えております。従いまして、それにつきましてそれが一般職の職員の給与に関する法律の十四条において掲げられておることとありますし、それに従った措置を講ずることにつきましては、それほど矛盾を感じてはいない次第であります。

○大原委員 大蔵省もちよつと書いていたのだけれども、特別の号俸体系を作るとか、職務に即した号俸体系を作るとか、あるいは職務において調整していくということ、労働の質に従つて若干あるかもしれない。これを形式論だけでいけば、この法律にも関係してそういうことを主張できるかもしれない。しかし、いやしくも基本的な勤務条件である勤務時間について、こういう五十二時間というものを同意書という形で一方的に取つておいて、そうしてそれを前提として、定員増加その他でこの問題を解消するということではないに、こゝろに措置をとることはいけな。だから、筋を通して、私もはこの号俸を調整していった賃金を引き上げていくというのはよろしいと思ふ。しかし筋の通らぬことで、しかも

最高裁判所ともあろうものが、人事院関係がないからということで、自分がやつたことについて批判をしたり、判定をしたり、あるいは審判をする人がないからという理由だけで、相手の人権を無視したり、国の法秩序体系を無視するやうなことをやるのはいけない、こゝろのことを言っておるのです。次長、いかがですか。

○内藤最高裁判所長官代理者 ただいま御指摘の勤務時間の延長と号俸調整の問題につきましては、私もいろいろ検討いたしました結果でございます。これにつきましては、実は裁判所といたしまして書記官制度ということに従来から検討しているわけでございまして、御承知のように、憲法が改まりましてから、裁判所の制度も新しい裁判所法によりまして、基本的に改められたわけであります。その後、従来の裁判所書記官の制度について十分に検討を加えまして、新しい司法制度に即したところの裁判所書記官制度というものを作りたいというのが私どもの従来の念願であつたわけでございます。もちろん裁判所の司法制度の要請は、何と申しましても裁判の適正と迅速ということが基本的な要請でございます。従いまして、裁判所書記官制度の改正も、またその線に即応いたしました検討しなければならぬ問題でございます。最高裁判所におきましては、昭和二十四年に裁判所書記官制度調査委員会というのを設けまして、この委員として裁判官、検察官、弁護士それから書記官等によりましてこの委員会を構成いたしました。裁判所書記官制度について検討して参つたわけであります。今日なおその委員会は存在いた

しまして、今後も検討を続けていくというところになっておりますが、この委員会の検討の結果によりまして、書記官につきまして、特に最高裁判所に研修所を設けまして書記官の研修を行ない、また任用資格も定めて、今日書記官の任用資格は非常に高くなつておりますし、その上に研修も行なつておるわけでございます。そういった書記官の新しい素質、能力というものが今日の相当の成果を上げて参りまして、書記官の法律的な知識あるいは能力というのは、申せば一新されたように私どもは考えているわけでございます。この段階におきまして、かねがね書記官自身も念願しておりますところの職務を改めるという問題も取り上げらるべき段階にあると存するわけでございまして、これにつきましては諸外国の制度等も研究いたしまして、まあいろいろの方法があるわけでございますが、私もといたしましてはこの委員会において取り上げましたのは、まず最初のステップとしての権限、職務でございます。それが今回ここに御審議を願つておられます裁判所法の改正として現われているわけでございます。書記官の新しい職務、この職務を行ないます上におきまして、今度さらに勤務時間の延長という問題が起きているわけでございしますが、これは現在の裁判所の執務状況、その実態に合わせてそうせざるを得ないというのが実情でございます。

御承知のように、終戦後司法制度が改まりまして、いろいろの間に裁判所の執務の上でも必ずしも進捗しない面もあつたのでございしますけれども、十年を経てようやくそれが軌道に乗つ

て参つたわけでございますが、御承知のように事件は年々増加いたしました。また事件の内容も複雑になつて参りますし、法律の數も非常に多くなつてゐるわけでございます。その間におきまして事件を処理いたします裁判所の実情というものをあらわしたく、と、どなたにもおわかりいただけるものと存じますが、なかなかその仕事の負担が容易ならざるものがございます。裁判官を中心といたしまして職員が非常に精勵をして今日やつてゐるわけでございますけれども、とかく事件の滞滯や、しばしば世間から批判されるところの訴訟の遅延ということが今日なお避け得ない実情でございます。そこで、裁判官の仕事といたしましては、先ほど人事局長が申し上げましたように、實際はほとんど日夜その仕事に取り組んでゐるような実情でございます。これは、ほんとうにそういう者は外国の例にはないような負担を負つてゐるわけでございます。外国の例など私ども聞きますとまことにうらやましいような感じがいたすわけでございます。そういったような状況で今日日本の裁判が行なわれてゐるわけでございます。

今回の書記官の先ほど申し上げました新しい職務でございますが、まず最初のステップとしての書記官の新しい職務が今回の改正に現れてゐるわけでございますが、裁判官の行なう調査の補助ということでございます。この仕事の實際の状況を考えますと、裁判官の今のような職務状況、これに即応いたします調査の補助ということになりますと、どうしてもやはり勤務時間の延長ということを考えざるを得ない。このでございまして、これは私ども決してそれを好むわけではありませぬけれども、実情まことにやむを得ないものがあるわけでございます。そこで勤務時間の延長やむを得ない、さらに、じゃそれに即応する給与をどうしていくかというところになるわけでございます。實は、私どももいたしましては、書記官であるとか調査官であるとか、そういった特殊の職務を持つております職員につきましては、特殊の給与体系が本来あるべきじゃないかという考えでゐるわけでございます。これにつきましても諸外国の制度等もおおいに研究もいたしてゐるわけでございますけれども、現実の問題といたしまして、今日の手当とどうしたらいいかというところになるわけでございます。そこで、先ほど来御説明申し上げましたように、一六〇の号俸調整ということになつたわけでございます。これは確かに大原委員御指摘のように、新しい職務権限と勤務時間の延長に即応する給与としては十分でないじゃないかということ、まことにごもっともと存じます。私どもできればほんとうに給与を改めて、新しい給与体系というものをきめたいわけでありませぬけれども、今日、實際に應じた手当といたしましては、やはり一六〇の号俸調整という結論に落ちつかざるを得なかつたわけでございます。これは先ほど来申し上げておりますように、一般公務員とのつり合い、前例等によりまして、五十二時間の勤務時間延長ということに即応いたしますと、やはり一六〇の号俸調整にとどまざるを得なかつたのでございます。これがただいま御質疑のございました今日勤務時間の延長と一

六〇号俸調整の結論を私どもがとらざるを得なかつた実情でございます。○大原委員 あなたが言われている裁判所の仕事が最近ふえたことや、そういう仕事の實際、事件がふえて複雑になる実態、そういうものについては、私どももよくわかる。しかしながら、それに対応する手段として公務員の人権を無視してもいいということはないのです。最低の基準である基準法を無視してもいいということはないのです。裁判所自体がそういうことをするといふことは、裁判所自体が、憲法二十五条なり基準法、そういう労働基本権は生存権の最低の権利です、そういうものについて、ざるにするようなことをすることはあないのではありません。このことはあなたがどんなに説明されても納得できない。ことに、この問題については、給与課長だけではだめなんです。主計局長にまでもらつて、大臣にも来てもらつて、説明を聞かなければいけないけれども、私は予算の都合や予算査定のことや、あるいは職員に對する第三者機関、その他人事院ならいいというわけではないけれども、こゝうあるべきだということから考へて、それを保護するといふ制度上の欠陥、そういう問題とも関係してゐると思ふのです。従つて、給与課長の方へ私は質問なり意見を申し上げておくけれども、あなたの説明では、依然として職務の量と質によつてやつた、その量の中で五十二時間というものが、自主的に出した形ではあるけれども、この調整号俸を出した条件になつてゐるようだけれども、そういうことは、逆にいえば、大蔵省が、予算査定の過程において最高裁判所をそういう制度上の欠陥

の盲点に乘じて追い込んだ形になります。だから、あなたの答弁について、私は絶対に了解できない。あなたは部内においても一回検討して、そしてもう一回出席の上で答弁願いたいと思ふけれども、あなたは大蔵省の主計局代表で来ているのだが、それに対するあなたの見解を一つここで記録にとどめてもらいたい。○船後政府委員 繰り返し申しておりますように、今回の予算要求におきましては、裁判所の方で現在の事務進捗の關係上、書記官等の勤務時間を五十二時間に延長する必要がある、かように判断されてゐまして、その前提のもとにそれに伴う給与上の措置としての一六〇の要求があつた次第でございます。従ひまして私どもは、やはりこの問題はどこまでも五十二時間という前提と一六〇の調整というものは関連する問題だと思ひます。○大原委員 あなたはそれでは今の労働基準法なりあるいはその経過は当事者の内部の問題としても、そういう経過の問題としても、今の法体系からいふと不合理を認めませんか。そういう五十二時間を条件にして予算査定をすることは、けしからぬじゃないか。その点について説明してみなさい。○船後政府委員 五十二時間は大蔵省がつけた条件ではございませぬが、裁判所の方で現在の事務処理の都合上五十二時間に延長したい、かように判断されてゐまして、それに伴う措置として一六〇の調整という予算要求が出た次第でございます。これは先ほど来申しております通り、現在人事院の所管にございまして他の一般職の、特

に公安俸給表、いわゆる一六〇の水準差を持つております公安俸給表を適用する勤務時間その他との均衡を考えましても、これは當然と判断した次第でございます。○大原委員 あなたが質疑応答してもしょうがないのだけれども、あなたは二通りの答弁をしてゐる。五十二時間というのは一六〇の号俸調整の条件なんだ、そういうふうに査定したんだと言ひながら、今はどういふことを言つてゐるかというところ、そつちから申し出があつたから他の方も考へてやつたんだ、こゝういふことを言つてゐる。しかし調整号俸といふのは、最初私が指摘したように、非常に問題なんだ。問題であるだけでなしに、明らかに基準法にも違反してゐる。憲法に違反してゐるのです。そういうことで予算査定の条件にしてゐるというところはけしからぬ。あなたは二通り答弁をしてゐるのだけれども、そういうことは絶対に承服しませぬ。局長や大蔵大臣みんなで協議して、そういう予算査定の仕方をして法をひん曲げるのだったら承服できないから、十分討議して、あらためてこゝへ御出席いただきたいと思ふ。これは委員長に一つお願いしておきます。この点について私が言つてゐるのは、職務の質と量に従つて給与を与えるということはいふんだ、しかしこれがあらゆる法律を無視したり人権を無視して行なわれてゐるという理由はない。そういうことは、大蔵省が予算を持つてゐるから、万端であるからといったつて許せない。そういう点について明確にすることが、書記官のこれからの仕事の内容を明確にすることになる。そういう重大な問題であると思ふからお聞

きしておる。特に法を守る最高裁判所がこういふことをやることは大問題だ。だからこのことを言っているのだ。あなたが急いでおられるらしいけれども、この問題についてはあらためて追及したい。——あなただけよろしいから……

この同意書は今大体どれくらい集まっているのですか。

○守田最高裁判所長官代理者 同意書と申しましたが、全部来ているわけではございません。同意書を取らないで、ただ意見だけをまとめてきているものもありますし、一人々々出しているものもありますし、あるいは一つの文書にたくさんの方が名前を書いているものもありますし……

○大原委員 大体の数字を言つて下さい。

○守田最高裁判所長官代理者 何通か、ちよつと私の方ではわからないのでございます。

○大原委員 取つていてわからないのですか。わかっているなら発表しなさい。

○守田最高裁判所長官代理者 そういうものから、書記官の中で賛成している者と賛成していない者を計算いたしますと、書記官は八五%ぐらいは賛成しております。

○大原委員 同意書というのは幾らですか。

○守田最高裁判所長官代理者 同意書の数は、今ちよつと何名かということとはわかりません。その同意書というのは、そういう同意書のような形式で計画したわけではないのでございますから……(取つていないよと呼ぶ者あり)それは、そういうことをやったところ

もございまして、あるところでは署名しているものもございまして、あるいは書記官が全部の考えを……

○大原委員 本人が署名しているのは幾らですか。

○守田最高裁判所長官代理者 その数をたいてい持ち合わせておりません。

○大原委員 あるのですか。

○守田最高裁判所長官代理者 それはあります。

○大原委員 それはあとで私の方へ出して下さい。

同意書というのは、近代法からいえば非常に封建的なやり方なんだな。結果的には権利を放棄することになる。個人に強要することになるでせう。あなたの方の職制を通じてやったら、そういうことがあり得るのですか。あなたの意図がどうあろうと、客観的にいへば、五十二時間働いて、そして三十二時間ほど超過労働をやつて十一時間分ではよろしいです、こういうことになるのですよ。労働の質が高まっているからこの点について十分考えたというけれども、こういう形で勤務時間等について法律を犯すことになる。そして結局は人権を否定することになる。同意書なんか、あなたの方がこういうことで大蔵省に対する説明をつけたら、あるいは将来職員の権利を否定するようなことはいけませんよ。そういうことは基準法の建前からいっても憲法の建前からいってもできませんよ。不当なことをやっているのですよ。同意書については、意図はともかくとして、不当であると思わぬのですか。

○守田最高裁判所長官代理者 同意書——これはあるいは新聞に報道され

たことをおっしゃつておられるのかもわかりませんが、こちらで何か形式を定めて送つて、それに同意するかどうかを尋ねたというふうなことでいいかと思ひますけれども、そういうことは全然ないのでございまして、それは各所で意見を聞いてその結果を報告したところもありますし、一人々々が同意書を出したのがありますし、あるいはたくさんの方の名前で賛成だと言つてきた書面もあります。ですから、同意書を取つた、同意書を命じて作らせたといった趣旨のお問い合わせありますならば、そういうことはございしません。

もう一つは、こういう法的な措置を講ずるにあたりまして、あらかじめ職員の意見を聞くというところ、それ自体も、それは当然そうすべきものではな

いかと私は考へておるわけではございません。

○大原委員 あなたの方の職員の待遇と

いうことについての意図はわかるのです。しかし、やり方がむちゃくちゃじゃないかと言っているのです。その一つとして同意書の問題を取り上げた

ら、あなたの言うのは、同意書は何でもない、これは問題ないのだ、こういうことなんです。そうすると、あなたの方、同意書はやらせたものでもないし、やらせようと思つたものでもない、将来にわたつてこれを集めようとするものでもない、勤務を拘束するものでもない、こういうふうな、何でもないので、こういうことなんです。

○守田最高裁判所長官代理者 私の方

といたしましては、こういう法的措置をとる前に、勤務時間も長くなりすぎ

し、もつともつ待遇を改善してやり

たいけれども、それに相応するだけの

給与は八%にとどまる。一六%の調整と申しますと、デスク・ワークの職員では最高の調整でございまして、われわれといたしましてはその一六%の調整以上には上り得ないと考えたわけ

でございますが、それにいたしまして

も、もつと待遇を改善してやりたいけれども、どうしてもそこまでできな

かつた、それでもいいかどうかという

ことを聞いた上で初めて法的な措置を講じようと思つたわけではございません。

ですから、意向がわかればいいわけ

であります、それが必ず同意書という

形で出なければならぬという趣旨のものではございません。そういう意味

で申したわけではございません。しかも本

来ならば、高裁長官あるいは地裁所

長を通じてやるのが普通のやり方では

ございませんが、書記官や調査官の

ことに限りますので、調査官の一番上

の人たちを呼んで、調査官、書記官に

話したわけではございません。よくい

う職制とかいいますけれども、そうい

うわけでございまして、あくまでも、書記官が考え、調査官が考えるという立場でやつたわけではございません。

○大原委員 それでは、あなたは全然

根拠のないものだということなんです

けれども、基準法や憲法の精神に違反

をしたような同意書を一人々々から

取つて、そして勤務の条件、時間につ

いて拘束をするということは不当であ

ると私は思ふのです。その同意書につ

いて、これは自主的にあらちちからで

書記官がやつたものだとなつたは御説

明になつたわけではございません、この同

意書の問題について、最高裁の事務当

局は、こういう同意書という文書を取

る意図もなければ、そういうことを強

制したこともなければ、あるいは形は

どうであらうが、そういう疑惑を持た

れるようなことをする意図はないのだ

ということについて、何らかの方法で

事態を明朗ならしめるために措置をお

とりになる御意思はおありですか。い

かがですか。

○守田最高裁判所長官代理者 結局

おっしゃる意味は、何か同意書とかそ

ういったようなものが、何らかの強制

を伴つてできているというふうなことを

をお考えになつて、そうおっしゃつて

いるのじゃないかと思ひます。

○大原委員 そういふ圧迫を与える

ような印象を与えているんじゃないか。そ

ういふ誤解を解いたらどうかということ

です。

○守田最高裁判所長官代理者 そうい

うことは私はないと思ひますけれども

も、そういう誤解があれば、もちろん

それは解くべきものと思ひます。

それから労働基準法の精神を無

視するといふ御説でございましてたけれ

ども、労働基準法自体がやはり「公衆

の不便を避けるために必要なもの」の

他特殊の必要のあるもの」につきまし

ては、これは勤務時間の延長ができる

というものを四十条でいっておるよう

なことでありますから、法全体から見

ますれば、それは御非難されるやり

方とは考へておられないわけではござ

います。

○大原委員 あなたがそういう議論を

するのだつたら、それは公共の福祉と

かいろいろな抽象的な、原則的な論議

でこの問題を解消するというのは間違

いんです。基準法はそういう趣旨じゃな

い。憲法が基準法に移譲しておるの

そういう趣旨じゃない。あなたがそういう議論をされるのだったら、また大問題です。そのこと自体が問題です。あなたも、超過勤務手当を正当に払わないという事は、基準法の精神に違反してない、こういうことを言われるのです。

○守田最高裁判所長官代理者 もちろん労働基準法は国家公務員には適用がございせん。ただ一般職の職員の給与に関する法律によつて勤務時間が定められているわけでございすが、労働基準法にもそういう特例があるという事を今申し上げている次第であります。すなわち職務によつてはやはりそういう例外もあり得るということを示し上げておるわけでございします。

○大原委員 たとえば大学の教授が一週間のうちに四時間とか五時間しか講座を持たない、そして勤務時間についての拘束もない、超過勤務の制度もない、そして号俸は独自の号俸をつけている、こういうことならまだこの問題はわかるのです。勉強や研究については制限がないから、それぞれの条件において一生懸命やらなければならぬ。そういう仕事の質に従つて給与の体系ができるということもあり得るのです。しかしこれはちゃんと勤務時間について一般職に従うというふうに、四十四時間の拘束がありながら、しかもいわゆる超過勤務の命令、拘束時間というのは今度は五十二時間という、基準法の精神に違反をして、そういうことをやってもいいかということなんです。そんなことだったら、何をやってもいいことになる。そうすると裁判所の職員の人権を保護すること自体の

制度的な問題に入ってくるのだが、その問題については別に議論をすることにしませうけれども、そういうことからいけば、何をやってもいいことにならぬ。公務員々々といつて、無定量の忠誠の職務を負わされるということになる。それだったら、人権の問題についてはしり抜けになつて、何をやってもいいことになるじゃないですか。その特殊性だけを主張するということになる。現行の制度のもとにおいては、これはいけないでしょう。次長いかがですか。

○内藤最高裁判所長官代理者 ただいま御指摘の勤務時間の延長の問題でございすけれども、裁判所職員について何をやっていいじゃないかということは、私も考えているわけではございせん。ただ先ほど来申し上げたように、書記官及び調査官についてこれを考へてゐるわけでございす。御承知のように、裁判官と同じように事件を直接扱う仕事でございす。従いまして先ほど来申し上げますように、事件処理の事情に応じて、こういう手段をとらざるを得ないということを申し上げるわけでございす。先ほど来人事局長が特殊な職務と申しますのは、そのことを申すのでございす。

従つて、裁判所に同じ勤務いたします事務官にせよ、その他の職種のものについて、こういったことは考へてゐるわけではございせん。特殊な職務と申しますのは、裁判所に日々参ります事件そのものを扱う職務を申すのでございす。

○大原委員 それなら、超過勤務なら超過勤務の制度とか、その他総合的に考へてみなさい。一般職に準ずる、こういうことを言ひながら、一般職の方には四十四時間ですよ。それを上回つて五十二時間の一週間の勤務を命じてあるが、それに対する見返りの給付をしないという事は、人権を無視することになる、そういう理屈をつけるんだつたら、私は、教授とか裁判官等について、勤務時間を拘束しないで、勤務のそれぞれの実態に応じた職務の仕方があるという事は認めておる。もしそういうことをしようと思へば、やはり組合と話をしなければいけません。基準法が最低であつて、基準法を上回る条件を作る場合は、基準法の下をつけたらだめです、上についてはできるのです。そういう労働条件については組合と話をすることになつておる。組合と話をしましたか。

○守田最高裁判所長官代理者 御承知のように、裁判所には全司法という単一組織の組合がございす。ございすが、現在少し変則の状況になつておる。表向きは正式の話をしたことはございせんが、私個人としてはずいぶん話をしておるわけでございす。しかし、この問題については、全司法の意見とは一致してないといふことだけ申し上げられませう。

○大原委員 今度八十七号条約を批准しましたら、団結権を認めるといふことは当然のことなんだが、しかし全司法の意見とは一致してないといふのです。そうすると下に下げるということとは全司法と話をしてもいけないんだが、その基準を底を割つて下に下げ

私は、この問題は大蔵省との関係があるから、次に保留しておきたい。あなたの方がしやんとした態度をとつておいて、そしてこういう裁判所の書記の職務について、こういうふうに改正したいといふことだつたら、ちゃんと組合との間において話し合ひをすべきです。そういう問題について、組合は団結権に基づいておるんだから、個人々々の人権についての利益を代表しておるんだから、そういう話し合ひをしたようなせぬような話だが、それではいけない。そういうことが一つ。もう一つは、何といつても大蔵省との関係において、あなたの方は理由を無理やりにつけるために、誤つたことをする。そうすると救済機関がないでしやる。ないから制度上問題になる。結局職員にしが寄つてくるということになる。定員を増加するなりあるいは成規の勤務条件にして、超過勤務その他をやるなり、そういう方法があるのに、そういうことをやらない。これはいかぬと思う。こういうことについては筋を通して出しない。私は仕事のきびしい実態についてはよくわかつておる。しかし、同じ職場にもたくさん他の人もおるわけだ。だから筋を通して出さない。これが裁判所の最低のやるべきことじゃないですか。大蔵省との関係において、あなたの方は無理な答弁をしておられる。そういうことはよくわかる、それは支離滅裂だから。だからあなたの方のせつかつの意図といふものが逆の結果になつてはいけない。これはあとで他の面からもう一回機会を設けていただいで、そして大蔵省からも責任者に出てもらつて質問をしたいと思ひますので、委員長に

お願いしておきます。きよりの御答弁では納得できないので、質問を保留しておきます。

○志賀(義)委員 関連して、——ただいま人事局長は、労働基準法にも超過勤務のことはきめてあるではないかと言われましたが、一体あなたは労働基準法をお読みになつてそういう発言をされておるのですか。三十二条には、「就業規則その他により、四週間は平均し一週間の労働時間が四十八時間を超えない定をした場合においては、その定により前項の規定にかかわらず、特定の日に於いて八時間又は特定の週において四十八時間を超えて、労働させることができる。」というふうになつておる。五十二時間と言われるとそれでなくなる。さらに三十三条の時間外及び休日労働、これは災害等の場合のことです。何ですか、書記官の場合に、災害が起こつたから五十二時間やるというのですか。災害等の場合の規定をあなたは今度の法的根拠にしようとしてゐるのでしょうか。と申すに三十三条の第二項においては、そういうことをやつた場合においては、「その後その時間に相当する休憩又は休日を与えるべきことを、命ずることが出来る。」これは労働基準監督署長の発する代休命令です。この場合は最高裁にその権限があるのでしょうか。そういうこともあなた方は考へないで言つてゐるのでしょうか。さらに第三項においては、「公務のために臨時の必要がある場合には、第一項の規定にかかわらず、第八条第十六号の事業に従事する官吏、公吏その他の公務員については、前条若しくは第四十

条の労働時間を延長し、又は第三十条の休日に労働させることができる。」これはいづれも臨時の規定であり、やむを得ず今何うと、仕事が多い、やむを得ず時間を延長する、これは臨時じゃないでしよ。法律を一番守らなければならぬ官庁に勤める人が、法務委員会に来て、委員の質問に対してそんな見当違いなことを言われるよりじゃ困ります。その点どうです。

○守田最高裁判所長官代理者 私が申し上げましたのは、同法の四十条でございます。

○志賀(義)委員 それでは三十二条、三十三条一、二、三項の私の今言った点については、どうお考えですか。

○守田最高裁判所長官代理者 だかから、一般的には御指摘の通りだと私は考えております。ただこれはそういう「公衆の不便を避けるために必要なものその他特殊の必要あるものについて、その必要を避くべからざる限度で」という勤務時間の延長ということもあり得るんだということが、労働基準法自体にもあるというのをただ申し上げたものでありまして、裁判所書記官につきましては、もちろんこの条文は適用がございせん。ただそういう意味で申し上げただけでございます。

○志賀(義)委員 第一、四十条に関する法令を見ても、警察署、消防署職員で、臨時突発的事故がある場合について官庁の職員について言っている。あなたの援用されるような意味はないのですよ。どう考えてみたって、あなたは無理を言っている。

○志賀(義)委員 同意書と云うからには、上申書とか、希望とか、あるいは意見という場合もありますが、同意書と云うからには、行った人がこれこれのことを指示し、それに対して同意をするという文書でしよ。何か指示をなす、明示しなければ、向こうが同意をする同意書というものはないでしよ。それでしよ。何か指示をさせた

ないと言われるけれども、官庁から、あなたの方から派遣された人が言っているのです。たとえば訟廷部長の斎藤判事、服部課長、今中大法廷首席書記官らが全国に行っていますね。この連中は勝手なことをしたのですか。あなたの方の何らの指示なく、勝手なことを言って勝手に同意書を取ってきたのですか、どうです。

○守田最高裁判所長官代理者 ただいま御指摘の訟廷部長、今中首席書記官、服部課長、こういった人たちが、これは何も関係がございせん。実に意外な感じを受けるのです。

○志賀(義)委員 書記官の上席、首席を集めてやらねばならぬ、この前私が最高裁に行ったとき、あなたからも何うか通り、ただ何とかが行っているという指示もされなかったのですか。どういうことを言われて、この人たちはどういう仕事を持って行ったのですか。

○守田最高裁判所長官代理者 ただいま説明しましたように、その高裁の首席書記官、全国に八高等裁判所がありまして、それから八人の方に来てもらいまして、それでどういふ改正措置をとるのかについて、書記官の意向はどうか確かめてくれというのを申し上げたわけでありまして。

○志賀(義)委員 同意書と云うからには、上申書とか、希望とか、あるいは意見という場合もありますが、同意書と云うからには、行った人がこれこれのことを指示し、それに対して同意をするという文書でしよ。何か指示をなす、明示しなければ、向こうが同意をする同意書というものはないでしよ。それでしよ。何か指示をさせた

○志賀(義)委員 同意書と云うからには、上申書とか、希望とか、あるいは意見という場合もありますが、同意書と云うからには、行った人がこれこれのことを指示し、それに対して同意をするという文書でしよ。何か指示をなす、明示しなければ、向こうが同意をする同意書というものはないでしよ。それでしよ。何か指示をさせた

○守田最高裁判所長官代理者 だかから、一般的には御指摘の通りだと私は考えております。ただこれはそういう「公衆の不便を避けるために必要なものその他特殊の必要あるものについて、その必要を避くべからざる限度で」という勤務時間の延長ということもあり得るんだということが、労働基準法自体にもあるというのをただ申し上げたものでありまして、裁判所書記官につきましては、もちろんこの条文は適用がございせん。ただそういう意味で申し上げただけでございます。

○志賀(義)委員 同意書と云うからには、上申書とか、希望とか、あるいは意見という場合もありますが、同意書と云うからには、行った人がこれこれのことを指示し、それに対して同意をするという文書でしよ。何か指示をなす、明示しなければ、向こうが同意をする同意書というものはないでしよ。それでしよ。何か指示をさせた

○守田最高裁判所長官代理者 ただいま御指摘の訟廷部長、今中首席書記官、服部課長、こういった人たちが、これは何も関係がございせん。実に意外な感じを受けるのです。

○志賀(義)委員 書記官の上席、首席を集めてやらねばならぬ、この前私が最高裁に行ったとき、あなたからも何うか通り、ただ何とかが行っているという指示もされなかったのですか。どういうことを言われて、この人たちはどういう仕事を持って行ったのですか。

○守田最高裁判所長官代理者 ただいま説明しましたように、その高裁の首席書記官、全国に八高等裁判所がありまして、それから八人の方に来てもらいまして、それでどういふ改正措置をとるのかについて、書記官の意向はどうか確かめてくれというのを申し上げたわけでありまして。

○志賀(義)委員 同意書と云うからには、上申書とか、希望とか、あるいは意見という場合もありますが、同意書と云うからには、行った人がこれこれのことを指示し、それに対して同意をするという文書でしよ。何か指示をなす、明示しなければ、向こうが同意をする同意書というものはないでしよ。それでしよ。何か指示をさせた

参照して俸給表を作れと言っているのに全然そぐわないことをやられる。われわれはそこを問題にしているのではありません。秘密文書でも何でもない。同意書を出してごらんない。どこでどういうものを出しているか。山口地方裁判所の例も、広島その他東京高裁管内でどういふ文書を出しているかといふことを私たちはつかんでいまして、前に白紙逮捕状が問題になったとき、そんなことは横田事務総長は絶対にございませんと云うから、私はある裁判所の判を押した書類をここに持つてきて、横田事務総長にお見せしたこともある。われわれはそういうことまでもはつきり知った上で質問しているのですから、そういうことを別段隠しだてなさなくてはいいでしょう。

○内藤最高裁判所長官代理者 交換手、タイピストの方は、特に書記官があとに残りますし、勤務時間が延びますために、そのために残るといふふうには考えておりません。しかし、場合によりましては、それはそのために残る必要が生じ得る場合もあるわけでございます。その場合には、超過勤務の手当をいたすつもりであります。

○瀬戸山委員長 速記をとめて。

〔速記中止〕

○瀬戸山委員長 速記を始めて。

○大野(幸)委員 私に前に法務委員会に出ておったのですが、その後他の委員会に移ったので、本日は久しぶりに本委員会に出席したのですが、何か最高裁判所あるいはまた法務省は、他の委員会におけるのと非常に空気が違ふように思ふのです。それで、こ

う点については、何か逆戻りしたような感があるのは、非常に遺憾に存じます。志賀委員の質問に対しても、出せない文書がある、こういうことは私はおかしいと思う。いかなる場合においても、外交文書とか、国家の秘密に関するとか、公安に関するとかといふものは別だけれども、そういう文書を職員に対して出させる。公表できない文書、書類なんというものがあってもかきないものか、もう一度私は確かめておきたい。

○内藤最高裁判所長官代理者 先ほど来申しますように、書記官の意見を徴しました際に、いろいろな形でその意見が出ておりますが、その中には書面で参つておるものもあるわけでございます。

○大野(幸)委員 当委員会に出せるものと理解していいのです。

○内藤最高裁判所長官代理者 先ほど来申し上げましたように、書面の性質上いかがかといふことを申し上げておるわけでございます。

○大野(幸)委員 いかがかといふのはどういふ意味ですか。裁判所はそういう特権があるんですか。その限界だな。これは裁判とは違つて一つの行政でしよう。最高裁判所には、国会の提出命令にも応じないという権利があるといふのか。

○内藤最高裁判所長官代理者 そりは申し上げておけません。ただ、書面の性質上と申しますのは、公の文書ではございませんで、そういう意味で書面の性質上提出することはいかがかといふことを私の意見として申し上げておるわけでありませう。

○大野(幸)委員 そうすると、とにかく職員から印鑑をとるとか署名させたといふような文書はあるんですか。

○内藤最高裁判所長官代理者 別に署名させたとか印鑑を押したという意味で申しているのではありません。ただ、意見を徴した際に、書面で意見の出ているものもあるといふことを申し上げておるものであります。

○大野(幸)委員 サインというのは、調査した人のサインなのか、調査された職員のサインなのか。

○内藤最高裁判所長官代理者 それは両方あると存じます。

○大野(幸)委員 それでは、そういうものについての国会の提出命令に裁判所は従わなくてもいいという根拠があるなら、この次までに説明して下さい。

○内藤最高裁判所長官代理者 先ほど来申し上げましたように、拒否する権利があるとは申しておりません。

○大野(幸)委員 ちょっと資料をいただきまして気がついたことですが、現在書記官がだいたい欠員になつていて、その補充がどうしてまだできないのか。補充ができないために職務が過重になるといふことをおそれるのですが、どうでしょう。

○守田最高裁判所長官代理者 御承知のように、裁判所書記官は、書記官補を書記官研修所養成部に入れて一年ないし二年養成いたしました後、書記官に任用するといふような方法をとつておられますと、それに見合うような昇任試験といった方法で順次充員して参つたわけでございます。そういう関係から、二月一日現在でその程度の欠員がまだあるのでございますが、しかしこ

れは三十五年度におきまして順次充員される見込みでございます。

○大野(幸)委員 順次にこういう教育をしなければならぬといふのですが、最高裁の書記官といふものはそれほど実務に必要なものですか。特に今度の改正法によると、何か最高裁判所の調査員になつて、法令の調査とかあるいは判例の調査を命ずる、こういうことになつていくんです。それは必ずしも裁判所の実務から積み上げてこなければならぬといふわけのものでもない、補充しようと思ふればさうむずかしいことじゃないと思ふ。しかも資料を見て、最高裁において十二人、高裁において四十九人、地裁に至つては三百八十一人、家裁が百五十三人、合計五百九十五人、こういう欠員を生じているんです。それじゃ今まで訓練を怠つていたといふことになつておるが、どうですか。とにかく最高裁判所及び法務省は国家の重要な仕事をし、われわれは尊敬しなければ、また大切にしなければならぬにもかかわらず、何といつても伴食大臣で大蔵大臣に常に強く当たれないといふことをかねがね私は遺憾に思つてゐる。国家の司法権をつかさどる者が、予算に対しては実に弱い。最高裁判所は、今はどうか知らぬが、もとは国会に対して発言権がないといふこともあつたので、内藤さんよく御存じですが、われわれが国会に対して、最高裁判所が予算編成権を請求できるようにした。こういう欠員があるにもかかわらず、どうしてそれを今まで実行しなかつたのか、この点について……。

○内藤最高裁判所長官代理者 書記官の欠員補充の問題でございますが、こ

れは三十五年度におきまして順次充員される見込みでございます。

○大野(幸)委員 順次にこういう教育をしなければならぬといふのですが、最高裁の書記官といふものはそれほど実務に必要なものですか。特に今度の改正法によると、何か最高裁判所の調査員になつて、法令の調査とかあるいは判例の調査を命ずる、こういうことになつていくんです。それは必ずしも裁判所の実務から積み上げてこなければならぬといふわけのものでもない、補充しようと思ふればさうむずかしいことじゃないと思ふ。しかも資料を見て、最高裁において十二人、高裁において四十九人、地裁に至つては三百八十一人、家裁が百五十三人、合計五百九十五人、こういう欠員を生じているんです。それじゃ今まで訓練を怠つていたといふことになつておるが、どうですか。とにかく最高裁判所及び法務省は国家の重要な仕事をし、われわれは尊敬しなければ、また大切にしなければならぬにもかかわらず、何といつても伴食大臣で大蔵大臣に常に強く当たれないといふことをかねがね私は遺憾に思つてゐる。国家の司法権をつかさどる者が、予算に対しては実に弱い。最高裁判所は、今はどうか知らぬが、もとは国会に対して発言権がないといふこともあつたので、内藤さんよく御存じですが、われわれが国会に対して、最高裁判所が予算編成権を請求できるようにした。こういう欠員があるにもかかわらず、どうしてそれを今まで実行しなかつたのか、この点について……。

○内藤最高裁判所長官代理者 書記官の欠員補充の問題でございますが、こ

それは先ほど来申し上げますように、書記官の任用資格、それからさらに研修制度等ができて、従来の書記制度とは根本的に変わったわけでございます。その間に研修あるいは昇任試験等によりまして昇任が行なわれてきておりますが、今日まだその欠員を十分に埋めるに至っておりません。これは研修、昇任試験相互におきまして、私も十分書記官の学識なり能力なりを向上させつつ補充をはかっているわけでございます。これは私もいたしまして、十分に研修の機会を作りまして昇任の機会を作り、その欠員を補充して参りたいと存じております。いつまでということをはっきり申し上げるわけではございませんけれども、本年度においても相当の欠員の補充ができると思います。

それからただいま仰せの予算でございますが、裁判所の予算につきましてはいろいろ御配慮をいたしておることを、私も毎度かたじけなく存じておる次第でございます。私もできるだけのことをいたしまして、大蔵省と毎年折衝いたしているわけでございます。職員の待遇その他につきましては、まあ今日十分なことができませんのは、私も大へん申しわけないと存じておりますが、今後も一そのの努力を続けて参りたいと存じます。ことに書記官の待遇につきましては、先ほど来申し上げておりますように、裁判所書記官制度調査委員会におきましてもさらにこれを取り上げまして、根本的な検討をいたしまして、そうして案を得たいというふうに考えておる次第でございます。

○大野(幸)委員 それからも一つ、その次のページを見ますと、裁判所書記官の学歴別構成となっておりますが、大学卒が二五・三〇、四分の一ですね。これからこの法律がもしできて、法令または判例の調査なんという、やはり何といつても中学卒業では足りない、高校卒業では足りない、これはやはり大学卒業の者をとらなければならぬと思うのです。こういふ関係においては、少なくとも大学卒と高校卒業と半分くらいに比例がなってくるのが普通の官庁なんです、こういう知識労働の職務においては、それが四分の一になっている。大学卒業をどうして今までとれなかったのか。これも予算に関係するからという事になれば、それでしょうが、この点については今後大学卒が大いに必要だと思っておりますか。

○守田最高裁判所長官代理者 御説のように、先ほど御説明申し上げましたが、昔は裁判所書記と申しておったわけでございますが、戦時中多くの裁判所書記が軍需会社その他に転出したしまして、新憲法施行後には非常に若い人が入ってきたわけでございます。そういう関係で、裁判所の書記の事務はいろいろな意味において停滞を生じてきたわけでございますが、新憲法のもとにおける裁判所の書記事務にふさわしいような態勢をどういふふうにして作り上げていくかということにつきましていろいろ考えましたあげく、昭和二十四年に書記官制度調査委員会という委員会を設けまして、裁判官、検察官、弁護士、書記官、こういうたものによって約二十名の委員で構成いたしましたして、そしていろいろ審議を

いたしました結果、このままではいけないという事で、まず裁判所書記の任用資格をいたしましては、まず書記官補から考えなければいけない。当時学制改革の時代でございまして、各府県単位に大体新制大学が設立される見込みでございまして、そういうた点を考えられたらと思いましたが、新制大学を卒業した者をもって原則的には書記官補を採用していく。そうしてそれを書記官制度調査委員会の答申に基づいて設立されました書記官研修所におきまして養成いたしまして、書記官に任命していく。これが本筋の任用方法でございます。なお従来の職員につきましては、これはそれぞれ一定の年限の者を順次書記官研修所に入れます、二年間ほど研修いたしまして、同じ程度の力をつけて書記官に任用していく。それから入れない人もございまして、それはそれで昇任試験を実施して昇任していくといったような方法で順次書記官の素質と能力を向上させて、書記官の定員を充員して参ったわけでございます。現在まだ六百名ほどの欠員がある。しかしその欠員はいわゆる書記官補といたしまして、大体それに見合うだけの課員がありまして、全然実員のないという性質の欠員ではございませんが、実情は今申し上げましたような次第でございます。

○大野(幸)委員 これは実際は、何と云っても裁判所の大学卒の志望が少くないのは待遇が悪いからです。この点は私たちが裁判所に対して同情すると同時に、裁判所もつと權威を持つて、一つ予算の編成にはがまんするべきだと思ひます。われわれがもし政權をとなれば、裁判所をこんなふうにはして

おかないという自信を持っているわけだが、しかし遠慮することはないから、あなた方その職責にある者は、給与については最大の努力をする。どうも裁判所は昔から封建的なところが多いいです。よほどわかっている人でも、裁判所に入ると封建的になつてしまふ。特にそういうふうな点については一つ注意しておきます。本日は一時を過ぎましたので、私はこれで終わります。

○瀬戸山委員長 本日は、この程度で散会をいたします。

法務委員会議録第十三号中正誤

ページ 行 誤 正
一四 三行 行なり

昭和三十五年四月十一日印刷

昭和三十五年四月十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局